



# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

N M 生

標記ノ件ニ關シ警視總監ヨリ別紙甲號寫ノ通照會有之乙

號寫ノ通及回答候條御了知相成度

追而管下關係方面ニモ此ノ旨御示達相成度

(甲號寫)

來第三〇五號  
昭和十七年六月三十日

例規

保衛保第五一二號

昭和十七年六月八日

警視總監 留岡 幸男

内務大臣 湯澤三千男殿

道路標識中様式一部追加ノ件

各地方長官  
六木出張所長  
大市長  
宛

道路標識中様式一部追加ノ件

今般道路標識令ヲ以テ道路標識ノ様式ヲ規定相成候處街  
路交叉點ニ於テ交道信號ニ依リ交通整理ヲ行フニハ車輛ノ  
停止位置ヲ指導スルニ非ザレバ横斷歩道ヲ通行スル者ノ安  
全ヲ期シ難キニ依リ指導標識ノ一種トシテ左記ノ通停止線  
標識ヲ定メ交通整理ヲ實施スル街路交叉點ニ之ヲ設置致度  
此段要議候也

記

一、標識種類 指導標識

二、標識名稱 停止線標識

三、形 狀 正方形(下圖面ノ通)

四、色 彩 記號文字 黑色

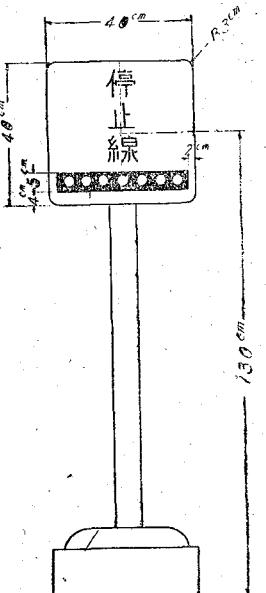
地 及 柱 白色

五、高 約一・三米

六、反 射 鉗 反射鉗ハ橙黃色ニ反射スルモノトス

七、設置箇所 疾緩行車道境界線ト停止線トノ交ル點又  
ハ停止線上ノ歩道寄り車道上

(乙號寫)  
來第三〇五號  
昭和十七年六月三十日  
内務省國土局長  
内務省警保局長  
警視監殿  
道路標識中樣式一部追加ノ件  
打合相成度



本年六月八日保衛保第五二二號ヲ以テ照會相成候標記ノ  
件異存無之候得共之ガ實施ニ當リテハ豫メ道路管理者ト御

本第三五一號

昭和十七年七月二十七日

内務省國土局長

岐阜縣知事殿

道路工事執行令中資格證明ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ大垣市長ヨリ別紙甲號寫ノ通照會有之乙  
號寫ノ通回答致候條御了知相成度

(乙號)

來第三五一號

昭和十七年七月二十七日

内務省國土局長

大垣市長殿

道路工事執行令中資格證明ニ關スル件

大垣市長 東島卯八

内務省國土局長

新居善太郎殿

道路工事執行令中資格證明ニ關スル件稟伺

六月二十九日付ヲ以テ道路工事執行令第六條第一項第五  
號並ニ第六號ニ該當セザル者ノ證明方ニ關シ御照會有之候

處本條制定ノ本旨ハ不良ナル請負人ヲ排除シ工事ノ適正ナ  
ル遂行ヲ期セントスルモノニシテ請負人タル資格ノ有無ノ

判斷ハ道路管理者ノ認定ニ依ルベキモノニ付管理者ガ之ニ  
關シ町村長ヨリ證明書ヲ徵シ又ハ入札人ニ町村長ノ資格證  
明書ヲ添付スペキコトヲ要求シタル場合ニ於テモ右ハ單ナ  
ル認定ノ資料ニ過ギザルモノナルガ故ニ町村長ハ知り得タ  
ル資料ノ範圍内ニ於テ右證明ヲ爲シ差支無之從テ本件ニ付  
テハ御見込ノ通ト御承知相成度  
追而入札ニ關シ談合セル場合ノ如キハ本令ノ所謂不正行  
爲中ニ之ヲ包含セザル義ニ付爲念

證明ヲ本籍ノ市區町村長ニ對シ請求スル者近時激増致候處  
同法第五、六項ノ取扱方ニ關シ下記ノ通り聊カ疑義有之候  
條何分ノ御指示ニ預り度及稟伺候

- 一、即チ同法第五項ニ責付又ハ保釋中ノ者ト有之候モ之等  
ハ未ダ犯罪ガ既決トナラズ被疑者トシテ拘置中ノ者ニシ  
テ市區町村長ハ檢事局若クハ此ノ種ノ諸官廳ヨリ上記事  
實ガ發生シタルトキ市區町村長ハ該通知ニ不接從テ市區  
町村長ハ他管内ハ勿論自管内スマ容易ニ知悉スコト困難  
ナル現狀ニ有之候
- 斯クノ如ク事實ヲ究知シ來ルトキ市區町村長ハ該證明ヲ  
爲スコトハ不可能ト被存候然ル處證明ヲ拒否致候テハ請  
負業者ヲシテ事實上營業ヲ繼續セシメザル結果ト相成候
- 條本市ニ於テハ當管内ニ於テ斯ノ事實ナシト認定シ得ル  
トキハ該當者ニ在ラズト大局的見地ヨリ證明致シ居候處  
果シテ斯ノ見解ハ貴官ノ御高見ト一致スルモノナリヤ
- 二、六項ニハ入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二  
年ヲ經過セザル者ト有之候モ斯ノ不正行爲トハ請負若ク

バ入札ニ付談合其ノ他不正行爲ヲナシタル者ニシテ斯ク  
ノ如キ者ヲ日淺クシテ再ビ請負又ハ入札ニ加入セシメザ  
ルハ亦當然ト愚考仕リ候

乍然請負又ハ入札人ハ一工事毎ニ工事施工者、工事ノ場  
所ノ變更サルルハ當然ニシテ假リニ該證明ヲ工事施行者  
ヨリ受クルトセバ其ノ繁ニ堪ユルモノニ在ラズ、故ニ本  
籍市區町村長ニ於テハ自他何レノ管内タルヲ不問之ヲ知  
悉スルハ困難ト被存候

然レドモ本市ニ於テ前述ノ理由ニヨリ證明致シ居候處立  
法ノ精神ヲ如何様ニ解シ如何様ニ取扱ヒ候而宜敷哉

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

大沼電鐵 車輛構造一部改造認可

大沼電鐵株式會社申請標記の件は富山電鐵株式會社より購入の  
電動客車で三號の製動裝置は不充分に付空氣制動裝置を附し客室  
電燈の電球露出のものは二ヶ宛グローブにて包み配線連絡線を設  
け防寒の爲暖房設備をなさんとするものにして八月十一日監第二  
四一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 北海道

## 大沼電鐵 救助網省略許可

大沼電鐵株式會社申請に係る富山電氣鐵道より購入せしデ三號電動客車救助網を省略せむとする件は大沼電鐵軌道は全線十七杆二二〇（内併用軌道は三、五六七米）にして併用箇所は交通量僅少にて尙冬季の如きは一米に及ぶ積雪珍しからず右裝置等ありては運行不可能の状態にあり、救助網省略するも保安上支障なきものにして右は別段支障無之認 右は八月十一日監第二四一八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せられたり。

## 北海道

## 根室拓殖軌道 工事着手及竣工期限延期許可

根室拓殖軌道株式會社申請に係る標記の件は同會社特許線中齒舞島戸石間工事施行認可線に對し客年九月廿五日附監第三三四三號を以て工事着手及竣工期日延期許可ありたる處建設資材の入手困難と勞力不足の爲今回更に夫々一ヶ年間延期方許可申請せるものにして事情不得已と被認八月十二日監第二二五九號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せられたり。

## 北海道

## 大日本電力 軌道工事着手及竣工期限延期許可

大日本電力株式會社申請に係る標記の件は同會社軌道中船田五稜間工事着手期を本年四月六日迄同竣工期を明年四月六日迄延期

方許可（昭和十五年六月二十九日監第一六五三號）ありたるもの本區間は函館市計畫街路一・三・一二號線の實施完成と相俟て敷設せらるべき路線なるも該計畫街路は一部着工の儘中止となりたるのみならず局柄建設資材確保し難きを以て更に今回工事着手期を昭和十九年四月六日迄其の竣工期を昭和二十年四月六日迄伸長方許可申請せるものにして右は事情已むを得ざるものと認めらるに依り八月十二日監第二二六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せられたり。

## 北海道

## 士別軌道 軌道線及工事方法變更認可

士別軌道株式會社申請標記の件は當社線中學前停留所附近の軌道線路は道路の一方に偏し敷設しあり敷設側各戸に及ぼす影響著しく且つ降雪期に於ける軌道線路に及ぼすもの又大にして運轉期間の短縮を餘儀なくせらるゝを以て市街裏郷地を買収し軌道線路及び停留所の移設工事を施行せんとするものにして右は左記通牒を附し七月二十九日監第二〇八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可可なり。

## 兩局長

北海道廳長官宛

通牒

本年五月二十二日附監第一〇二〇號進達士別軌道線路及工事方

法の件別紙の通指令相成候處中學前停留場に係る實例換算中心経程を別途出づる様會社に示達有之度

### 北海道

#### 札幌市電 軌道電氣工事方法變更認可

札幌市申請標記の件は昨年十月十六日已監第八六〇號申請に係る追申にして義には出力減の儘使途すべき筈の既設鐵槽水冷整流器は先般來著しく其の機能低下せるを以て前回申請と同様の鐵槽水冷式水銀整流器を更に一基追加し合計參基を新設し以て變電所の出力保持を計らんとするもにして八月三日監第二〇九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 北海道

#### 札幌市 停留場信號設備變更認可

札幌市營軌道申請に係る標記の件は札幌市南一條西四丁目一番地西四丁目停留場に於ける手旗並油燈信號を電氣信號燈式に變更せんとするものにして格別支障無之被認に依り監第八七七號を以て四月十五日附内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 東京府

#### 東京市電 四谷變電所仲町一丁目間外七ヶ所鋪電線新

#### 設工事方法一部變更認可

東京市申請に係る標記の件は既認可標記箇所工事中一部區間の地中線埋設を地中電線の入手困難の爲架空線に變更し其の他四ヶ

法  
令

所を各々變更せんとするものにして左記通牒を附し七月十四日監第一九〇二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 通牒

昭和十七年五月二十五日附已經第六六三號を以て東京市電氣軌道四谷變電所仲町一丁目間外七ヶ所鋪電線新設工事方法一部變更の件認可報告相成候處本件は委任事項にあらざるに付便宜該報告書

を造述書と看做し處理致し別紙の通指令相成候條了知有之度尙此の旨東京市に示達相成度

### 東京府

#### 東京急行電鐵 電動客車備置認可

東京急行電鐵株式會社申請に係る標記の件は混雜時に於ける玉川線滌谷驛着輸送人員の便益を圖る爲半鋼製ボギー電動客車七輛

(自重一六、二噃、定員一〇〇名) 新設せんとするものにして工事豫算は五六〇、〇〇〇圓(一輛當八〇、〇〇〇圓)なりて別段支障無之被認七月九日監第一七六四號を以て左記通牒を附し内務、鐵道兩大臣より五輛限り認可ありたり。

### 通牒

昭和十五年五月二十三日附辰經第二三一號進達東京急行電鐵株式會社電動客車增備の件別紙の通指令相成殘部の車輛に付ては今暫

く其の處分を留保せられ候條申請者に御示達相成度

### 東京府

京成電氣軌道 動道抵當權設定認可

第十三回物上擔保附社債總額壹千壹百萬圓を發行せんとす。即ち  
軌道財團、自動車交通事業財團に第十回第十二回物上擔保附社債  
と同一順位の抵當權を設定し日本興業銀行三井信託株式會社を共  
同受託會社として擔保附社債を募集せんとする件は事情止むを  
得ざるものと被認を以て昭年十一月十八日監第四〇一四號を以て  
内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

東京府

東京市電 電車移設の件

東京市電申請に係る標記の件は青山三丁目附近道路新設せられ  
たるを以て支障電柱（木柱二本）を移設せんとするものにして支  
障無之被認に付昭年十二月二日附監第四〇四〇號を以て内務、鐵  
道兩大臣より認可ありたり。

東京府

京濱電氣鐵道株式會社 夫婦川橋設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件右は昭和十五年九月  
十九日附監第二四二三號認可奉川改修工事に伴ふ夫婦川橋架換工  
事を資材入手困難の爲一部設計變更せんとするものにして事情已  
むを得ざるに付昭年十二月二日附監第四〇六一號を以て内務、鐵  
道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

東京横濱電鐵 電動客車購入認可

東京横濱電鐵株式會社申請に係る標記の件は曩に鐵道省の斡旋  
に依り新京交通株式會社へ供出せし車輛の代替車として昭和十六  
年度下期の製造工程に組入れられたる玉川線電動客車三輛（昭和  
十四年十二月二十二日監第四〇七九號設計變更認可電動客車と同  
一設計のもの）を購入せんとするものにして七月一日監第一七四  
五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

東京横濱電鐵株式會社（以下甲と稱す）

京濱電氣鐵道株式會社（以下乙と稱す）

小田急電鐵株式會社（以下丙と稱す）

東京府

東京市電 五〇〇形電車設計認可

東京市申請に係る標記の件は曩に新京交通株式會社へ譲渡した  
る一〇〇形電車の補充として今般認可五〇〇形電車（豫算一  
輛に付四萬參千圓）を四輛増加せんとするものにして支障無之に  
依り五月二十九日附監第一四九一號を以て内務、鐵道兩大臣より  
認可ありたり。

東京府 神奈川縣

會社合併認可

右三社申請に係る標記の件右は今般三社を合併し、交通調整の目的に副はんとするものにして、合併方法は乙丙二社は合併により解散し甲を存續せしめ同時に名稱を東急電鐵株式會社と變更す。

尙申は合併により資本金壹億參千貳百參拾萬圓（乙より五千萬圓丙より八千貳百參拾萬圓）を増加し新に一株五拾圓の株式貳百六拾萬四千株を發行し之を解散會社乙丙の合併時に於ける最終株主に拂込同條件のものを一株に付一株の割合にて交付す。

合併比率（イ）一對一なるも甲乙の株主に交付する株式を普通株として年九分の配當率丙の株式を後配株とし年六分の配當率とす。

（ロ）尙乙の株式に對しては合併實行日最終株主に全額拂込済の株式壹株に付七拾五錢拾貳圓五拾錢拂込済の株式壹株に付拾八錢七厘五毛の交付金を支拂ふ。

合併前後資本金

前 甲七千貳百五拾萬圓 後 七千貳百五拾萬圓

乙五千萬圓

丙八千七百八拾萬圓

計 貳億壹千參拾萬圓

合併後五百五拾萬圓減少せるは丙の内鬼怒川興業の所有する

拾壹萬株を合併に當り該株主の申出により存續會社の株式を

割當せざるに因る。

右大藏商工省に協議の上別段支障無之に依り四月二十日附監第一〇八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪電氣鐵道 東福寺變電所迴轉變流機增設に關する

工事方法書中事項一部變更認可

自附第一六〇〇號を以て認可に係る東福寺變電所迴轉變流機一組増設工事方法書中機器製作關係上（ハ）迴轉變流器項中電壓交流側四六〇「ヴァオルト」を四四五「ヴァオルト」に變更し（二）變壓器項中電壓二次側四六〇「ヴァオルト」とあるを四五〇「ヴァオルト」

に變更せんとするものにして右件は七月二十一日監第二〇一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市 京福電氣鐵道嵐山電氣軌道敷地を道路敷地に

變更認可

京都市長申請標記の件は京都市京都市計畫第一號路線と京都電燈嵐山電氣北野線との交叉個所に於ける軌道敷は都市計畫道路施行並將來道路管理の必要上道路敷として併用せんとするものにして八月三日監第二〇六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市高遠軌道 軌道工事竣工期限延期許可

許可せられたり。

大阪市申請標記の件は第三號線中東四條間殘部工事を左記工事の竣工期限は昭和十七年六月三十日迄なるも昭和十八年六月三十日迄延期許可申請せるものなり。

記

一、自追加米程一八四七米間（延長三三米）軌道工事及電氣工事  
至一八八〇米間（延長三三米）軌道工事及電氣工事  
理由 本區間の一部は日下假ポンプ室として使用中にて次延長區間たる松田駅間ポンプ室竣工迄本假ポンプ室を使  
用せむとする爲

二、西四條排氣口仕上工事及機械設備工事  
理由 本工事に必要な資材入手困難なるため  
右は事情已むを得ざるものと被認八月十二日監第二二五四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。  
關西急行鐵道株式會社申請標記の件は新造に關し認可を得たる半鋼製電動客車十輛中六輛を一部變更せんとするものにして右は既認可山田線廣軌用電動客車八輛を狭軌用に變更するに當り不用となりたる廣軌用臺車並電動機八輛の中六輛分を一部改造し本件設計車輛に流用し資材節約を圖らんとするなり、右件は別段支障無之と被認八月十八日監第二三五八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

關西急行鐵道 電動客車設計變更認可

大阪府

大阪市營軌道 軌道工事竣工期限延期許可

大阪市申請に係る標記の件は昭和十五年五月十七日監第一〇八四號を以て認可木津線敷設工事竣工期限（昭和十六年十一月十六日迄）を資材調達の關係上遅延せるを以て更に昭和十七年十一月十六日迄延期せんとするものにして右件は事情已むを得ざるものと認められ八月三日監第二〇八五號を以て内務、鐵道兩大臣より

神奈川縣

京濱電氣鐵道株式會社 軌道工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請標記の件は本線品川起點一一糸五三二米四宗三寺裏踏切道が附近生産工業の振興に伴ひ踏切横斷者微増せるを以て之が一般通行者の危険防止の爲在來踏切道を廢し架道橋を新設し立體交叉に改築致さんとするものにして別段支障無之と被認に付一月十六日附監第四三〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

京濱電氣鐵道株式會社 軌道抵當權設定期可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件右は社債償還並に事

業資金として必要な社債を發行の爲第二順位の軌道並に鐵道抵當權を設定せんとするもので債務額貳千五百萬圓（社債償還の爲壹千九拾萬圓社債償還並に借入金辨済の爲壹千參百萬圓久里濱線建設工事費の爲壹百拾萬圓）債權者は日本興業銀行發行方法は二回に分つてい號壹千九拾萬圓十七年六月一日發行、另號壹千四百拾萬圓二十年六月一日發行、期間は何れも十年間）にして事情已むを得ざるものと被認に付四月三十日監第一一八四號を以て内務、鐵道、遞信大臣より認可ありたり。

### 神奈川縣

横濱市營 低床式四輪電動客車設計變更認可  
横濱市申請に係る記の件右は蓋に二十七馬力電動機六十八個を三十五馬力電動機に變更方申請せしも將來に於て旅客輸送狀況を考慮し此際六十八輛の内三十個を五十馬力電動機に變更せんとするもので五月二十二日附監第一二二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 監督局長

右は支障なきに付昭和十七年六月十九日附監第一六七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

監督局長  
國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

通牒

監督局長

國土局長

通牒

神奈川縣知事宛

一、大正十四年十二月十一日監勅第一二八九號通牒に依る成績表を提出すること。

### 兵庫縣

山陽電氣鐵道 軌道線工事方法一部變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は兵庫、明石間の運

轉車輛數增加に依り既設の饋電線のみにては電壓降下甚しき個所

或は安全電流超過する個所等生ずるを以て「アルミニウム」饋電

線を増加せんとするものにして別段支障の點も無之と被認七月十

三日監第一九二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 兵庫縣

神戸市營鐵道 饋電物使用期限延期認可

神戸市申請標記の件は第三期第三號線(板宿)終點に於ける假

軌道乗降場の使用期限は客年九月二十五日附監第三四七四號を以

て本年四月七日迄延期認可ありたるも工事並豫算の都合上昭和十

八年三月三十一日迄再延期方認可申請せるものにして右は理由已

むを得ざるものと認めらるゝに依り七月十三日監第一九三〇號を

以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 千葉縣

京成電氣軌道 八幡停留場廢止認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は新八幡、八幡停留場間は其の距離僅かに二百米餘にして電車の圓滑なる運轉を遂行

する上に支障勘からざるに加へ近來新八幡停留場附近は著しく發展したるに反し八幡停留場は利用者少く之を廢止するも旅客の乗降には聊の不便を認められざるに付き此際廢止せんとするものにして右は別段支障無之に依り七月十五日監第一九六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 栃木縣

日光自動車電車株式會社 電動客車讓受使用認可

日光自動車電車株式會社申請に係る標記の件右は別府大分電鐵株式會社所有の既認可使用中の電動客車三輛を讓受使用せんとするもので格別支障無之に依り六月一日附監第一三七八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 栃木縣

日光自動車電車株式會社 電動客車讓受使用認可

栃木縣知事宛

### 通牒

客年十二月八日附土第三〇三五號を以て進達有之候日光自動車電

車申請車輛讓受使用の件別紙の通指令相成候處尙讓受車輛に對する新車輛番號を報告せしめられ度

### 愛知縣

名古屋市電 潤環北線外十八線軌道工事施行認可申請

期限延期許可

名古屋市申請に係る標記の件は昭和三年三月三十一日附監第二二四七號及大正九年三月十日附監第二三五三號（東郊線）を以て電氣軌道敷設特許に該る路線中軌道敷設未完了の部分に對しては昭和十四年二月十六日附監第二三四號 昭和十四年四月二十一日附監

第一一二五一號及昭和十五年二月十五日附監第三七一號を以て昭和十七年三月三十一日迄軌道法第五條に依る申請期限延期の件許可

ありたる處全路線に對しては事變の推移物資並同市財政の關係上逐次施行せんとするものにして右軌道工事施行認可申請期限昭和二十三年三月三十一日迄延期の件は七月二十四日監第一八七一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せられたり。

### 岐阜縣

#### 名古屋鐵道株式會社 軌道工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る本件は府縣道岐阜富山線中道路鋪裝工事の結果美濃町線中小屋名新田間は從來の併用軌用の位置

に於て其の儘新設軌道に變更し道路は線路に併行設置せんとするもので此の改良工事費は四萬七百六拾七圓にして別段支障無之被認に付五月二十八日附監第一三〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 宮城縣

#### 栗原軌道 機關車購入認可

栗原軌道株式會社申請標記の件は三菱鎌業所の發着客貨並に增

嵩する沿線各地よりの物資の輸送圓滑を期するため（購入製作豫定價格二〇、〇〇〇圓）増資新株拂込金を以て中古機關車二輛を購入せんとするものにして右は七月十五日監第一九四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 福島縣

#### 福島電鐵 軌道抵當權設定の件

福島電氣鐵道申請標記の件は義に官報公告の軌道財團の上に第5順位の抵當權を設定し株式會社日本興業銀行より金貳拾七萬圓を借入本社線中飯坂西線改良並省線福島驛乘入工事資金に充當せんとするものにして七月二十八日監第一九九〇號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

### 福島縣

#### 福島電氣鐵道株式會社 軌道抵當權設定の件

##### 拂豫算變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請標記の件右は昭和四年七月十九日監第二四三〇號を以て軌道抵當權設定認可相受候處今般借入金辨済期限昭和十六年五月二十五日昭和二十一年五月二十五日利率年五分五厘を五分四厘に又元金支拂は期限最終日一度に完成利息は前記變更利率にて毎年五月二十五日、十一月二十五日の二回拂ひに變更せんとするものにして支障無之に付一月九日附監第四三四八號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可ありたり。

福島縣

福島電氣鐵道株式會社 軌道抵當證書記載事項及元利

支拂額算定更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件右は大正十五年十月二十六日附監第二九四八號及昭和三年四月十九日附監第九九七號を以て軌道抵當權設定認可相受候處今般借入金辨済期限昭和十六年五月二十五日を昭和十八年五月二十五日に利率年五分五厘を五分四厘に元金支拂は昭和十六年十一月以降毎年五月二十五日十一月二十五日兩度に金二萬五千圓宛辨済最終期限に殘額全部を支拂ひ利息は毎年五月二十五日、十一月二十五日の二回に變更せんとするものにして認可ありたり。

福島縣

福島電氣鐵道株式會社 軌道抵當證書記載事項及元利

支拂額算定更認可

福島電氣鐵道株式會社申請標記の件右は昭和二年十一月七日監第三一〇號及昭和三年五月十一日監第一二六七號を以て軌道抵權設定認可相受候處今般借入金辨済期限昭和十六年五月二十五日を昭和二十一年五月二十五日に、利率年五分五厘を五分四厘に

福島縣

北陸合同電氣株式會社 電氣工事方法變更認可

北陸合同電氣株式會社申請に係る標記の件は近來金澤市内軌道用電力負荷増大せるにより上桃町變電所常時出力三〇〇キロワットを六〇〇キロワットに增加せんとするもので客年十二月二日附監第四一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

北陸合同電氣株式會社 工事方法書記載事項變更認可

又元金辨済は期限に至り全額一時支拂に利息は前記變更利率にて毎年五月二十五日十一月二十五日の二回拂ひに變更せんとするものにして支拂無之に付一月九日附監第四三四七號を以て鐵道、内

金石電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件右は金石、大野港間起點一糸六〇〇八九所在開渠は木造のため腐朽甚しき

務、遞信三大臣より支拂無之に付一月九日附監第四三四五號を以て鐵道、内務、遞信三大臣より認可ありたり。

ため之をコンクリート造暗渠に改造せんとするもので二月二十六日附監第三〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 福岡縣

#### 九州鐵道工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請標記大牟田市下水道工事に伴ひ暗渠を新設せんとするの件は工事費一〇八〇圓（大牟田市負擔）を以て旭町四ツ山間軌道三池起點三糸二五二米六的地點に幅員二米三〇〇の暗渠を築造するものにして支障無之と認めらるゝに依り八月十二日監第二二八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられた

### 福岡縣

#### 福博電車車輛直通運轉期間延長認可

福博電車株式會社申請に係る標記の件は昭和十五年六月二十五日附監第一七五五號を以て認可の吉塚驛博多築港驛間軍需品輸送の爲左記鐵道省所屬車輛直通運轉期間延長認可申請せるものなり

記

- 一、事由 軍需品を博多港へ輸送の爲
- 二、期間 自昭和十七年六月二十五日
- 至昭和十八年六月二十四日
- 一、使用車 鐵道省所屬貨車「トラ號車」
- 車輛一對の軌條面最大壓力、一三噸二八

### 法 令

一、積載品及數量 軍需品（主に木材）數量不明

一、發驛及積載寸法 省線各驛 所定の寸法内

右は別段支障の點も無之被認八月三日監第二〇八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 福岡縣

#### 九州鐵道軌道工事方法一部變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る標記の件は甘木、福島間併用軌道區間中寺町停留所上津荒木停留所間及湯の碇停留所福島停留所間の軌條二五五每米にして磨耗甚敷軌條不良なる爲鐵端子短尺「ボンド」を長久鐵「ボンド」に變更し之に伴ふ歸電壓上昇防止の爲從來一部區間に施設せる補助歸線を全線に亘り施設せむとするものにして右件は八月十八日監第二三八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 熊本縣

#### 菊池電氣軌道株式會社 軌道を地方鐵道に變更許可

菊池電氣軌道株式會社申請標記の件は自藤崎宮前至隈府間（二三糸五六二）を各種軍事施設に對する必要上特に併用路線たる上熊本藤崎宮間を除き地方鐵道に變更し各種施設の改善を爲さんとするもので本件は地方鐵道建設規定特別設計の許可申請を併せ爲したものとして處理し四月一日附監第一〇〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道を地方鐵道に變更の件並に特別設計の件許可

されたり。

鐵道省監督局長  
内務省國土局長

熊本縣知事宛

通牒

昭和十六年十二月六日附道第六〇一號を以て菊池電氣軌道を地方鐵道に變更の件進達有之候處本件は地方鐵道建設規程特別設計の許可申請を併せ爲したるものとして處理致し又左記各項遵守せしむるものとして別紙の通り指定相成候條右了知の上會社に示達有之度

記

一、實施に際し地方鐵道法第二十條に依る運輸開始の手續を爲すこと。

二、軌道部所屬車輛中鐵道線に所屬變更せんとするものゝ車種記號番號及輪數を明示し且車輛の軌道地方道直通に對する手續を爲すこと。

三、曲線半經及停車場勾配の建設規程に抵觸するものを緩和すること。

四、建築及車輛定規圖を提出すること。

五、府縣道熊本限府間との平面交叉は可及的速に之を除去すること。

- 但右工事完了迄は該箇所に踏切遮斷機を設置するものとす。  
六、府縣道熊本飛行場線及限府山鹿線との交叉箇所には踏切遮斷機を設置すること。  
七、左記道路との交叉箇所には踏切警報機を設置すること。

一、市道(幼年學校入口)

二、府縣道植木大津線  
三、府縣道住吉植木線

